

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

（別紙 4）

現 行	改正後
<p>Ⅱ-4-8-2 主な着眼点</p> <p>犯収法に基づく取引時確認等の措置の的確な実施については、以下のよう な点に留意して検証することとする。</p> <p>（注）取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防 止法に関する留意事項について」（平成 24 年 10 月金融庁）を参考に すること。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3）犯収法に基づく取引時確認等の措置を的確に実施するため、<u>下記①の 措置を講じ、また、下記②から⑦の措置を講ずるよう努めているか。</u>さら に、取引時確認と疑わしい取引の届出が相互に関連性を有しているこ とを十分に認識し、取引時確認の的確な実施により顧客の基礎的な情報 を把握し、その上で当該情報及び顧客の取引態様等を総合的に勘案のう え判断し、疑わしい取引の届出が行われるような社内態勢等が構築され ているか。</p> <p>① ～ ⑦ （略）</p> <p>（4）海外営業拠点（支店、現地法人等）のテロ資金供与及びマネー・ロー ンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>① 海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度に おいて、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ロー ンダリング対策を適切に行うよう努めているか。</p> <p>（注）特に、F A T F 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・ 地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の</p>	<p>Ⅱ-4-8-2 主な着眼点</p> <p>犯収法に基づく<u>取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含む 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以 下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）記載の措置の的確 な実施については、以下のような点に留意して検証することとする。</u></p> <p>（注1）取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転 防止法に関する留意事項について」（平成 24 年 10 月金融庁）を参考に すること。</p> <p><u>（注2）リスクベース・アプローチとは、自己のマネー・ローンダリン グ及びテロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減する ため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。</u></p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3）犯収法に基づく取引時確認等の措置を的確に実施するため、<u>下記①か ら⑦の措置を講じているか。</u>さらに、取引時確認と疑わしい取引の届出 が相互に関連性を有していることを十分に認識し、取引時確認の的確な 実施により顧客の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び顧客の 取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、疑わしい取引の届出が行われ るような社内態勢等が構築されているか。</p> <p>① ～ ⑦ （略）</p> <p>（4）海外営業拠点（支店、現地法人等）のテロ資金供与及びマネー・ロー ンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>① 海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度に おいて、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ロー ンダリング対策を適切に行っているか。</p> <p>（注）特に、F A T F 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・ 地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の</p>

現 行	改正後
<p>態勢の整備が求められることに留意する必要がある。</p> <p>② 現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行うよう努めているか。</p> <p>③ 適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に<u>情報提供するよう努めているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該国・地域</li> <li>・テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由</li> <li>・テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容</li> </ul> <p>Ⅱ-4-8-3 監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件届出書等により、<u>取引時確認等の措置の確実な履行を適切に実施するための内部管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。</u>その際、内部管理態勢が極めて脆弱であり、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング等に利用されるおそれがあると認められるときは、法第 132 条に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>また、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為などに対しては、法第 133 条に基づく厳正な処分について検討するものとする。</p> <p>（以下略）</p>	<p>態勢の整備が求められることに留意する必要がある。</p> <p>② 現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行っているか。</p> <p>③ 適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に<u>情報提供しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該国・地域</li> <li>・テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由</li> <li>・テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容</li> </ul> <p>Ⅱ-4-8-3 監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件届出書等により、<u>取引時確認等の措置の確実な履行又はマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を適切に実施するための内部管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条に基づき業務改善命令の発出を検討するものとする。</u>その際、内部管理態勢が極めて脆弱であり、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング等に利用されるおそれがあると認められるときは、法第 132 条に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>また、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為などに対しては、法第 133 条に基づく厳正な処分について検討するものとする。</p> <p>（以下略）</p>